

## 建設資材単価及び建設廃棄物関係調査業務の簡易公募型指名競争入札の実施について

下記の調査業務に係る簡易公募型指名競争入札を実施する予定であるので、参加を希望する場合には関係資料を作成の上、提出してください。

平成22年 4 月28日

契約担当者 沖縄県知事 仲井眞 弘多

### 1 簡易公募型指名競争入札に付する事項

- ( 1 ) 業務名：平成22年度 建設資材単価及び建設廃棄物関係調査業務
- ( 2 ) 業務箇所：沖縄県内
- ( 3 ) 業務の期限：平成23年 3 月19日
- ( 4 ) 業務の目的：本業務は、県内で施工される公共工事の積算に必要な設計単価の基礎資料とするため地区別市場の適正単価及び建設工事から発生する廃棄物の処分地、投棄料等を上半期（ 8 月）と下半期（ 2 月）に調査を行うものである。

### 2 .応募資格要件及び入札資格参加者選定基準

沖縄県の調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に記載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき更正手続開始（以下「手続開始」）の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。）のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ( 1 ) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。
- ( 3 ) 簡易公募型指名競争入札応募調書提出期限から、当該業務入札日までの間において本県の指名停止措置を受けていない者。
- ( 4 ) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ( 5 ) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ( 6 ) 過去 5 年間に、この公募案内の主業務である建設資材単価調査と同種又は類似の業務について沖縄県内における実績があること。
- ( 7 ) 配置予定の技術者は、過去 5 年間にこの公募案内の主業務である建設資材単価調査と同種又は類似の業務について実績があること。

### 3. 応募調書資料の提出等

入札参加希望者は、応募調書資料を作成し、指名の選定を受けなければならない。

- (1) 入札応募調書
- (2) 同種、類似業務の実績
- (3) 配置予定技術者の資格等

### 4. 応募調書資料等の配布及び提出先

- (1) 平成22年4月28日(水)～平成22年5月10日(月)の間(土日祝祭日は除く)午前9時から午後5時まで

- (2) 配布・提出先

問い合わせ先：〒900-8570

那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部技術管理課(県庁11F)

098-866-2374 FAX 098-866-2506

### 5. 指名通知等

- (1) 平成22年5月25日(火)に郵便等をもって本業務に関する見積依頼を行う予定。  
見積依頼を行う者は、本業務の指名予定者とする。  
なお、指名通知書は6月9日(水)に郵便等をもって送付する予定である。
- (2) 入札参加希望者のうち、見積依頼を受けなかった者(指名予定から外れた者)はその理由を求めることができる。
- (3) 説明を求める場合には平成22年5月31日(月)までに土木建築部技術管理課長へ書面を持参して行わなければならない。
- (4) 説明は求められた場合は、(3)の説明を求められる期限の翌日から5日(ただし土日・祝祭日は除く)以内に書面をもって回答する。

- 6. 入札保証金：入札保証金の率は、金額入札金額の100分の5以上とする。ただし沖縄県財務規則第100条第2項第1号～2号に該当すると認められるときは、免除する。

- 7. 契約保証金：契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項第1号～3号に該当すると認められるときは、免除する。

### 8. その他

- (1) 提出された応募調書資料等は返却しない。なおこれを公表し、または無断で使用することはない。
- (2) 落札決定後、技術者を適切に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加する者に必要な資格がない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効にする。

( 4 ) 入札参加希望者が、2者未満の場合は、この簡易公募型指名競争入札を取りやめる場合がある。なお、その場合は応募者へ書面により通知する。